

福岡市医師会方式「在宅カルテ」について

福岡市医師会方式「在宅カルテ」は、在宅医療においてより質の高い包括的な医療を提供するために考案されました。かかりつけ医と在宅医療に関わる多職種が、療養者の医療・介護情報等を共有し連携することで在宅生活を支えます。



在宅カルテの適応

かかりつけ医が必要と判断、また、ケアマネジャー等からの求めでご活用下さい。

主な適応例は下記が想定されます。



【適応例】

1. 介護度が高い方
2. 医療依存度が高い方
3. 複数のサービス事業所等が関わっている方
4. 独居や高齢者世帯で、状況が把握しにくい場合
5. キーパーソンが、別世帯または日中就業のため、情報交換が困難な場合
6. その他

在宅カルテの活用法



1. 様式1（基本情報）は、ケアマネジャーが記入します。
2. サービスに関わっている職種の担当者が記入します。
3. 在宅療養を支援する上で、他の職種と共有したい情報、連絡事項を記入します。

注1. 通常の活動内容は記入しません。

注2. 緊急時はカルテに記入せず、通常とられている緊急連絡手段（電話等）で連絡して下さい。

注3. 記入することがない場合は、内容の確認のみ行って下さい。

4. 受診時やデイケア等を利用する時など、本人が持参する時以外は自宅に保管します。

※原則持ち出し禁止。

